

令和3年6月8日

保護者のみなさまへ

藤井寺市教育委員会

緊急事態宣言の再延長をふまえた藤井寺市立小中学校の教育活動等について

令和3年5月28日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、本市立小中学校では、教育活動を下記のとおりといたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間 令和3年6月20日（日）まで

※ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

2. 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、感染対策を徹底したうえで通常の教育活動を継続します。ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。

3. 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等について

- ・修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動については、中止または延期とします。
- ・府内における校外学習等については、原則、中止または延期とします。

4. 水泳の授業について

- ・小学校は、児童の発達段階に応じた感染防止対策を十分にとることが難しいため、今年度の実施を見送ります。
- ・中学校は、「3密」を避けること、プール水の遊離残留塩素濃度の適切な管理、生徒等が触れる箇所のこまめな消毒を実施する等、感染防止対策を徹底した上で、府の通知等に準じた形で実施します。

5. 中学校部活動について

- ・原則休止とします。

※ただし、公式大会への出場等、学校が必要であると判断する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施します。

また、大会等のない部活動も、平日に限り活動時間を短縮して実施します。

なお、いずれの場合も、感染リスクの高い活動は実施しません。

6. 抗原検査やPCR検査結果の確認及び把握について

- ・児童・生徒及び保護者（同居の家族を含む）が検査を受検した、または受検することになった場合は、引き続き、速やかに各校へご連絡ください。

お問い合わせ先 藤井寺市教育委員会 学校教育課 ☎072-939-1402